

移動等円滑化取組計画書

2020年6月25日

住 所 和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
事業者名 和歌山バス株式会社
代表者名 取締役社長 久保洋介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 当社が保有する乗合バス車両においては、現時点のバリアフリー化に対応した低床バス（ワンステップバス含む）導入率は約7割程度にとどまっている。2020年度は5台の車両更新（中古車両含む）を予定し、対応していない車両の代替で導入率の向上を目指す。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス (ワンステップバス)	ノンステップバス（ワンステップバス）を代替予定（中古車両含む）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者乗車時の意識向上	毎年、小学校で新入生を対象とした、乗り方教室を開催。また、各自治体等より依頼を受け、バス車両を使用した車椅子体験・高齢者疑似体験にも積極的に参加。お客様にも高齢者、障害者に対する理解を深めるため、モビリティマネジメントの取り組みに参加するとともに、運転士の指導教育時に活用を行っていく。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	ウェブサイト、時刻表には、ノンステップ、ワンステップ車両の当該時刻にはマーキングで案内を行っているが、情報提供方法の改善及び、ノンステップバス導入率の向上で利用促進を促す。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子乗車方法の教育訓練の実施	ワンステップバス導入時に全運転士に対し、乗車方法の指導教育を行った。新規採用の運転士には、教習の一環として実施している。また、車両代替時は、設備及び方法等を運行管理者が随時、使用方法等の説明を行っている。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話で寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス (ワンステップバス)	車両代替数の見直し	減収が見込まれるため

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。